

第96期 報告書

2019年4月1日 >> 2020年3月31日



Contents

株主の皆様へ	P. 1	株主資本等変動計算書	P.27
事業報告	P. 2	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	P.28
連結貸借対照表	P.21	会計監査人の監査報告書 謄本	P.30
連結損益計算書	P.22	監査役会の監査報告書 謄本	P.32
連結株主資本等変動計算書	P.23		
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書	P.24	(ご参考)	
貸借対照表	P.25	トピックス	P.33
損益計算書	P.26		

シンフォニアテクノロジー株式会社
(証券コード：6507)

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社グループはこの3月31日をもって、第96期事業年度を終了いたしましたので、業績の概況をご報告申し上げます。

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績の悪化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等により今後も厳しい経営環境が続くと予想されることから、財務基盤の安定化や今後の成長投資に備えるために、1株当たり30円とさせていただきます。株主の皆様にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけますよう、企業価値を高め、成長し続ける企業集団となるべく、グループを挙げて努力を重ねてまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



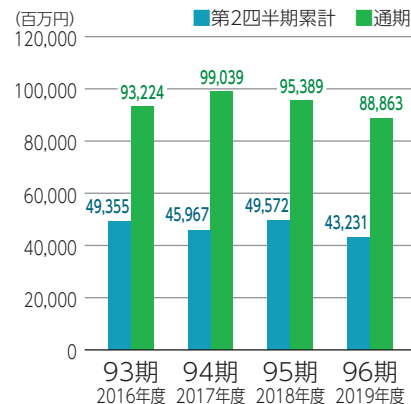
代表取締役会長 **武藤 昌三** 代表取締役社長 **斉藤 文則**

企業理念

「一步先を行く技術」
「地球を大切に作る心」
「思いやりのある行動」

私たちはこの3つを大切に
人から宇宙まで
豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

受注高



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く経営環境は、当連結会計年度を総じてみれば、米中貿易摩擦の影響等により、世界経済に停滞感がみられる状況で推移いたしました。国内においても輸出や民間設備投資が伸び悩み、景気は減速傾向で推移してまいりました。さらに、1月下旬以降に顕在化した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業活動に大幅な収縮が生じるなど、経営環境は一層厳しいものとなりました。

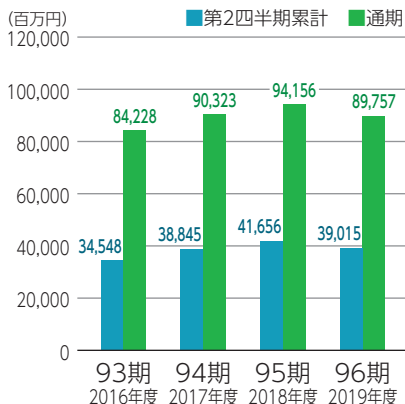
このような景況の下で当社グループといたしましては、中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」に掲げている基本方針に則って、中核事業の売上高拡大、海外事業の拡大、積極的な開発投資及び生産力増強投資を推進してまいりました。中核事業として位置付けるクリーン搬送機器部門においては、停滞していた半導体市況が2019年度後半より復調してまいりました。この市況の変動に合わせて2020年2月に工場を増設し、生産能力の増強やシステム製品拡充による高付加価値化への対応を図ってまいりました。また、振動機器部門においては、新規顧客の開拓に向け、電子部品の小型化に対応した部品供給の高速化や高機能素材の定量供給の需要に対応した新製品を開発し、拡販に取り組んでまいりました。開発面に関しては、さらに先を見据えた新製品を創出するため、豊橋技術科学大学殿と「次世代スマートファクトリー共同研究講座」を開設し、産学連携の取組を強化してまいりました。海外においては、米国での事業拡大を目指し、現地顧客のニーズに迅速に対応する体制整備を進めてまいりました。さらに、グループ経営基盤整備の一環として導入を進めてまいりました新基幹システムが本格稼働するなど、生産・販売・管理部門の連携を強化し、業務の効率性を高めてまいりました。

このような取組を行ってまいりましたが、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、自動車・ファクトリーオートメーション分野で設備投資姿勢が慎重化している影響は大きく、前連結会計年度に比べて大幅な業績低下を余儀なくされました。

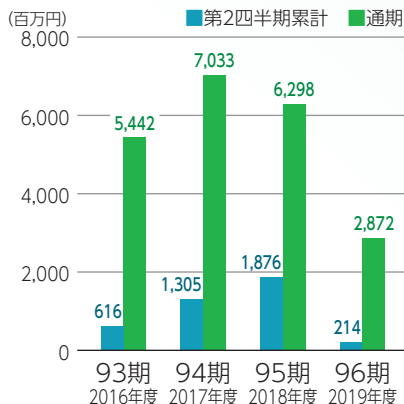
企業集団の連結業績につきましては、受注高は888億63百万円（前連結会計年度比6.8%減）、売上高は897億57百万円（同4.7%減）となりました。損益面につきましては、経常利益は28億72百万円（同54.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億88百万円（同63.6%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、本報告書3～4ページに記載の通りであります。

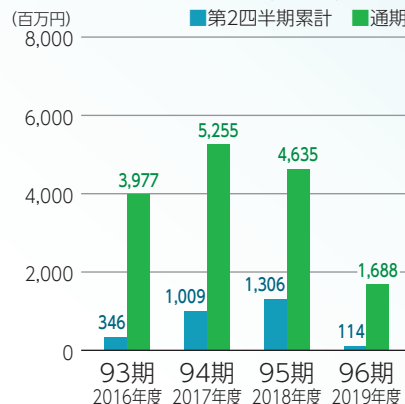
売上高



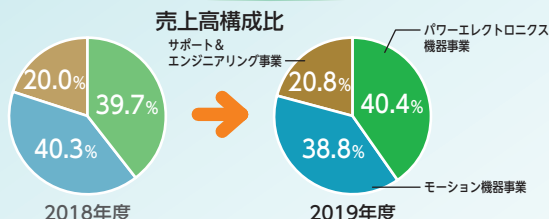
経常利益



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



セグメント別概況（連結）



当社グループの事業セグメントは、「パワーエレクトロニクス機器事業」「モーション機器事業」「サポート&エンジニアリング事業」の3つで構成しております。

セグメント別の売上高構成比は、左グラフの通りパワーエレクトロニクス機器事業が前連結会計年度比0.7ポイント増の40.4%、モーション機器事業が前連結会計年度比1.5ポイント減の38.8%、サポート&エンジニアリング事業が前連結会計年度比0.8ポイント増の20.8%となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は以下の通りです。

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	359億 21百万円	(前連結会計年度比 1.4%減)
売上高	362億 76百万円	(前連結会計年度比 2.8%減)
営業利益	24億 37百万円	(前連結会計年度比 27.9%減)

半導体業界の設備投資需要が回復したクリーン搬送機器部門で増加したものの、顧客の設備投資が停滞した振動機・パーツフィーダ部門等での減少により、受注高は359億21百万円（前連結会計年度比1.4%減）、売上高は362億76百万円（同2.8%減）となりました。損益面につきましては、振動機・パーツフィーダ部門での減収等により、営業利益は24億37百万円（同27.9%減）となりました。



クリーン搬送機器部門

精密なデバイス加工精度と高度なクリーン搬送技術が求められる半導体製造工程において、世界のトップブランドとして信頼を集めています。大気搬送技術はもちろん、独自開発のN2パージ機構を持つロードポートや真空搬送技術で、より微細化と歩留まり向上の要求が高まる半導体メーカーの期待に応えています。



振動機・パーツフィーダ部門

振動機器のトップメーカーとして、食品・化学・リサイクルなど、あらゆる業界へ振動コンベヤ等を提供。また、スマートフォン等に使われる微小部品からネジなどの大形部品まで様々な生産・加工ラインにおける部品供給・整列搬送システムを提供しています。



社会インフラシステム部門

上下水道の監視制御システム、道路管理用電気設備、さらには再生可能エネルギー発電装置を核とした小規模スマートグリッドシステムなどを提供。安心と快適、そして省エネルギーを実現しながら信頼できる社会インフラを支えています。



自動車用試験装置部門

スピーディーな開発や安全性が求められる自動車産業において、衝突試験装置等の各種試験装置・検証装置を数多く提供。ハイブリッド自動車・電気自動車など、時代の要求に応える最先端自動車の開発に貢献しています。



産業インフラシステム部門

地下街や大規模施設の空調設備に利用される冷凍機用モータ、液化天然ガスの汲み上げに使われるモータ、駐機中の航空機に電源供給する空港用電源車、産業施設・オフィスビル・レジャー施設等の常用・非常用・コージェネレーション用の発電機、様々な現場ニーズに応えるリフマグ®、最先端の金属材料開発を実現する真空溶解炉などを提供しています。

モーション機器事業

受注高 332億 56百万円
(前連結会計年度比 15.2%減)

売上高 348億 23百万円
(前連結会計年度比 8.3%減)

営業損失 9億 70百万円
(前連結会計年度は営業利益13億40百万円)

大型搬送システム部門で前年度に大型契約案件があったことによる反動減や、モーションコントロール機器部門でのファクトリーオートメーション用電磁クラッチ・ブレーキやアクチュエータが低調だったこと等により、受注高は332億56百万円(前連結会計年度比15.2%減)となりました。航空宇宙システム部門やモーションコントロール機器部門での電磁クラッチ・ブレーキ等の減少により、売上高は348億23百万円(同8.3%減)となりました。損益面につきましては、航空宇宙システム部門の新規案件の費用増等により、営業損失は9億70百万円(前連結会計年度は営業利益13億40百万円)となりました。



航空宇宙システム部門

我が国唯一の航空機用電源システムメーカーとして、発電機をはじめとした航空機用電装品等を提供。また、ヘリコプター用レスキューホイストなど人命救助に役立つ製品からロケット用制御システムなど宇宙分野で活躍する製品まで幅広く提供しています。



モーションコントロール機器部門

産業用電磁クラッチ・ブレーキからOA機器用マイクロ電磁クラッチ、自動車用電磁クラッチ、自動車用制振装置、鉄道用ブレーキ、建設機械用コントローラ、産業用サーボアクチュエータなど、豊富なバリエーションを提供。様々な機器の動作制御に関わるモーションシステム製品を幅広く提供しています。



大型搬送システム部門

巨大な航空機の牽引をはじめ、乗客の乗り降り、貨物の搬入搬出を担う空港用地上支援車両など、空港運営に不可欠な重量物搬送を行う特殊車両を提供。さらに、港湾、倉庫、造船所における超重量物搬送で活躍する産業用特殊車両など、用途に特化した各種車両を提供しています。



プリンタシステム部門

アミューズメント施設や街中で見られるシールプリントやカードゲーム機、各種プリントサービスに使われている昇華型プリンタを提供。世界最速・最高解像度を実現し、世界初の両面プリンタやツインヘッド方式によるホログラムプリンタを開発するなど、プリント&ビジュアル分野の可能性を広げています。

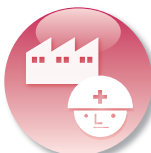
サポート&エンジニアリング事業

受注高 196億 85百万円
(前連結会計年度比 0.3%減)

売上高 186億 57百万円
(前連結会計年度比 1.0%減)

営業利益 16億 27百万円
(前連結会計年度比 5.4%増)

設備工事等が前年度並で推移し、受注高は196億85百万円(前連結会計年度比0.3%減)、売上高は186億57百万円(同1.0%減)となりました。また、損益面につきましては、営業利益は16億27百万円(同5.4%増)となりました。



シンフォニアエンジニアリング(株)

当社製品の保守・サービス業務、公共、民間の電気工事、管工事、搬送工事等の設計施工業務及び情報機器(券売機、入退場システム等)の製造・販売・サービス業務を主要事業として展開しております。



(株)S & S エンジニアリング

病院内搬送をメインに、移載・収納・保管を含むトータルな搬送システムの導入計画立案から設計、施工、メンテナンスまで一貫した取組で、最適な搬送ソリューションを提供しています。

サポート&エンジニアリング事業は、上記2社の他、保険代理業、運送業、労働者派遣業や当社グループ内の経理・給与業務を請け負うシンフォニア商事(株)、ソフトウェア開発やOA機器の販売を行う(株)アイ・シー・エスにより構成されています。

(2)対処すべき課題

2020年度の当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による世界景気の一層の後退懸念など、景気を下押しするリスクがあることから、各国が経済対策を講じているものの、引き続き厳しい状況で推移すると予想されます。国内においても、企業活動の停滞や企業収益の低下等により民間設備投資の慎重姿勢は続くと思われ、先行きは不透明な状況で推移するとみられます。

このような厳しい経営環境の下で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を注視しながらも、いかに受注を獲得するかが重要な課題と考えております。

当社グループといたしましては、受注の獲得に向けて、新規顧客の開拓や新製品の開発、新分野への挑戦を推進してまいります。また、システム製品の比率向上及び新製品開発のスピードアップを図るため、人財の確保・技術力強化に注力してまいります。海外においては、中国市場の回復を見極めながら事業活動に取り組むとともに、米国市場では拡大基調にある半導体業界の需要の取り込みを図ってまいります。さらに、将来の成長が見込める再生医療分野の本格的な開発に一層注力してまいります。一方で、生産工程の見直しによるリードタイムの短縮を図るなど、生産性の改善を行うとともに、需給の変動に十分に対応できる安定的な部材調達に向けて、調達網の拡充に努めてまいります。

2020年度は、2018年度を計画初年度とする3カ年の中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」の最終年度となりますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の急速な落ち込みにより、事業計画の前提条件が大きく変化したことを受け、2020年度計画の目標達成は困難な状況となりました。

中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」の基本方針である、強固な収益性、健全な財務体質確立に向けた土台作りと先進技術を活用した技術開発力のさらなる強化に取り組み、将来にわたって成長し続ける企業を目指すとの考え方に変更はありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大による、国内外の産業構造や需要構造の変化を再検証し、新たな成長基盤を再構築していく所存でございます。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、36億00百万円であります。

その主な内容は、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

次期IT基幹システムの導入

当社豊橋製作所：パーツフィーダ部門マシニングセンタの導入、クリーン搬送機器工場の増設

当社伊勢製作所（鳥羽）：モーションコントロール機器部門ダイカストマシンの更新・自動車関連分野電装品量産設備の導入

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社豊橋製作所：回転機試験電源設備の更新、NC立旋盤の更新、クリーン搬送機器部門マシニングセンタの導入

当社伊勢製作所：航空機用発電機試験設備の更新

当社伊勢製作所（鳥羽）：モーションコントロール機器部門自動プレス機の更新

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度) 第96期
		第93期	第94期	第95期	
受注高	(百万円)	93,224	99,039	95,389	88,863
売上高	(百万円)	84,228	90,323	94,156	89,757
営業利益	(百万円)	5,221	7,109	6,237	3,068
経常利益	(百万円)	5,442	7,033	6,298	2,872
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,977	5,255	4,635	1,688
総資産	(百万円)	97,459	105,165	106,120	103,835
1株当たり当期純利益	(円)	133.75	176.73	155.89	56.94
ROA	(%)	4.1	5.0	4.4	1.6
ROE	(%)	12.2	13.8	10.9	3.9
DEレシオ	(倍)	0.78	0.57	0.51	0.51

- (注) 1. 2017年度につきましては、モーションコントロール機器部門や社会インフラシステム部門などが好調であったことにより、受注高・売上高ともに増加し、それに伴い利益も増加しました。
2. 2018年度につきましては、社会インフラシステム部門や航空宇宙システム部門などが不調であったことにより受注高は減少しました。振動機・パーツフィード部門やモーションコントロール機器部門などが好調であったことにより売上高は増加しましたが、航空宇宙システム部門や社会インフラシステム部門の費用増により利益は減少しました。
3. 2019年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を2018年度から適用しており、過年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
6. 当社は2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
7. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
 ROA = 親会社株主に帰属する当期純利益 / 総資産
 ROE = 親会社株主に帰属する当期純利益 / 純資産（期首期末平均）
 DEレシオ = 有利子負債 / 純資産

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期) 第96期
		第93期	第94期	第95期	
受注高	(百万円)	69,735	77,642	71,640	65,229
売上高	(百万円)	62,449	69,223	71,088	67,424
営業利益	(百万円)	3,756	5,838	4,070	1,034
経常利益	(百万円)	4,156	6,358	4,561	1,511
当期純利益	(百万円)	3,064	4,887	3,539	987
総資産	(百万円)	88,907	95,732	95,864	93,414
1株当たり当期純利益	(円)	103.05	164.36	119.04	33.31
ROA	(%)	3.4	5.1	3.7	1.1
ROE	(%)	10.1	14.0	9.3	2.6
DEレシオ	(倍)	0.84	0.62	0.57	0.58

- (注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を2018年度から適用しており、過年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
4. 当社は2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
 ROA = 当期純利益 / 総資産
 ROE = 当期純利益 / 純資産（期首期末平均）
 DEレシオ = 有利子負債 / 純資産

(5)重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事(株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業・倉庫・運送業・鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業・電気・電子機器類の設計・試験、労働者派遣業、経理・給与業務の受託
シンフォニアエンジニアリング(株)	100 百万円	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
(株)アイ・シー・エス	32 百万円	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
(株)大崎電業社	48 百万円	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造・販売
(株)S & Sエンジニアリング	200 百万円	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売・エンジニアリング
シンフォニアマイクロテック(株)	84 百万円	100.00	マイクロクラッチの製造・販売
昕芙施雅機電(香港)有限公司	10 百万香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙施雅機電(東莞)有限公司	2 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造
SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.	4 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造・販売
SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.	289 百万タイバート	100.00	振動式搬送機器・パーツフィーダ・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造・販売
昕芙施雅商貿(上海)有限公司	150 百万円	100.00	当社製品の販売、部材の調達

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の11社であります。
2. 上表当社の出資比率の()内は間接保有割合であります。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィード、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器、ナチュエネシステム等
サポート&エンジニアリング	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売等

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本社 東京

支社 大阪、名古屋

支店 九州（福岡）

営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、中国（広島）

工場 伊勢製作所（伊勢、鳥羽）、豊橋製作所

② 主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株)（伊勢）、シンフォニアエンジニアリング(株)（伊勢、東京）、(株)アイ・シー・エス（伊勢）、

(株)大崎電業社（東京）、(株)S & S エンジニアリング（東京）、シンフォニアマイクロテック(株)（明石）、

昕芙旋雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙旋雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）、

SINFONIA MICROTEC (VIETNAM) CO.,LTD.（ベトナム社会主義共和国・ハナム）、

SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.（タイ王国・サムットプラカーン）、

昕芙旋雅商貿（上海）有限公司（中華人民共和国・上海）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
モーション機器	1,703名	33名減
パワーエレクトロニクス機器	1,164名	7名増
サポート & エンジニアリング	787名	11名増
計	3,654名	15名減

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,925名	5名減	40.2歳	13.7年

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
(株) みずほ銀行	4,311
(株) 三菱UFJ銀行	2,154
(株) 三井住友銀行	2,143
三井住友信託銀行(株)	2,129
(株) 日本政策投資銀行	1,445
みずほ信託銀行(株)	1,347

- (注) 当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関20行とシンジケート方式による総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は50億円であります。

2 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 116,000,000株
- (2)発行済株式の総数 29,783,067株 (自己株式6,055株を除く)
- (3)株主数 13,226名
- (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)	2,979 ^{千株}	10.00 [%]
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,330	4.47
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,110	3.73
ダイキン工業(株)	1,017	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	983	3.30
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	891	2.99
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	788	2.65
大日本印刷(株)	732	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	532	1.79
ナブテスコ(株)	461	1.55

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)の持株数2,979千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。
2. 出資比率は自己株式(6,055株)を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会の決議及びこれに基づく取締役会の決議に基づき、当社の社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。これに伴い、2019年8月22日付で資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)を割当先とする第三者割当による自己株式50,000株の処分を行いました。

2020年3月31日現在、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が保有する当社株式は177,300株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役会長 (開発本部の管掌)	—
斉藤文則	代表取締役社長	—
川久伸	取締役 (グローバル事業推進本部長、調達本部、総務人事部、経営企画部、法務部、全社コンプライアンス及びW A Y 推進プロジェクトの管掌)	—
平野新一	取締役 (電機システム本部長兼同本部クリーン搬送機器事業の担当)	—
三木利夫	取締役 (電子精機本部長兼同本部モーションコントロール機器及びプリンタシステム事業の担当)	—
坂本克之	取締役 (財務部長兼同本部統制推進室長、IT企画部、営業業務統括部、支社・支店・営業所、監査部及び全社リスク管理の担当)	—
重河和夫	社外取締役 (非常勤)	—
水井聡	社外取締役 (非常勤)	—
百家俊次	監査役 (常勤)	—
笹川浩史	社外監査役 (常勤)	—
下谷政弘	社外監査役 (非常勤)	京都大学名誉教授 日華化学(株)社外取締役 住友史料館館長
下谷收	社外監査役 (非常勤)	弁護士

- (注) 1. 当社は、重河和夫、水井聡、笹川浩史、下谷政弘及び下谷收の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 2. 当社は上表「重要な兼職の状況」に記載の兼職先との間には、特別な関係はありません。
 3. 監査役のうち百家俊次氏は、当社の資金部門に従事したうえ資金部長を務め、また下谷政弘氏は学識経験者として、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
※川久伸	専務執行役員 (グローバル事業推進本部長、調達本部、総務人事部、経営企画部、法務部、全社コンプライアンス及びW A Y 推進プロジェクトの管掌)
※平野新一	専務執行役員 (電機システム本部長兼同本部クリーン搬送機器事業の担当)
※三木利夫	常務執行役員 (電子精機本部長兼同本部モーションコントロール機器及びプリンタシステム事業の担当)
※坂本克之	執行役員 (財務部長兼同本部統制推進室長、IT企画部、営業業務統括部、支社・支店・営業所、監査部及び全社リスク管理の担当)
仲眞司	常務執行役員 (電子精機本部航空宇宙及び大型搬送システム事業の担当)
堀悟	執行役員 (調達本部長兼同本部豊橋調達部長)
瀬田学	執行役員 (電子精機本部伊勢製作所副製作所長兼同製作所航空宇宙機器工場長)
永井博幸	執行役員 (電機システム本部振動機・パーツフィーダ事業の担当兼同本部振動機営業部長)
成久雅章	執行役員 (電子精機本部副本部長 (生産部門の統括) 兼同本部伊勢製作所長)
花木敦司	執行役員 (電機システム本部副本部長 (生産部門の統括) 兼同本部豊橋製作所長)
溝端浩輝	執行役員 (総務人事部長、経営企画部、法務部、全社コンプライアンス及びW A Y 推進プロジェクトの担当)
中村俊樹	執行役員 (開発本部長)
千手裕治	執行役員 (電機システム本部社会インフラシステム、産業インフラシステム及び試験装置事業の担当兼同本部産業インフラシステム営業部長)

- (注) 1. 上表※印の者は、取締役を兼務しております。
 2. 常務執行役員三木利夫氏は2020年3月31日をもって常務執行役員を退任いたしました。執行役員瀬田学氏は、同日付で執行役員を退任いたしました。

5. 2020年4月1日付の役員体制は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
武藤昌三	代表取締役会長（開発本部の管掌）
斉藤文則	代表取締役社長
川久伸	取締役専務執行役員（グローバル事業推進本部長、監査部の担当、調達本部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの管掌）
平野新一	取締役専務執行役員（電機システム本部長）
三木利夫	取締役（社長付）
坂本克之	取締役執行役員（財務部長兼同部内部統制推進室長、IT企画部、営業業務統括部、支社・支店・営業所及び全社リスク管理の担当、経営企画部の管掌）
重河和夫	社外取締役（非常勤）
水井聡	社外取締役（非常勤）
百家俊次	監査役（常勤）
笹川浩史	社外監査役（常勤）
下谷政弘	社外監査役（非常勤）
下谷收	社外監査役（非常勤）
仲真司	執行役員（電子精機本部航空宇宙及び大型搬送システム事業の担当）
堀悟	執行役員（調達本部長兼同部豊橋調達部長）
永井博幸	執行役員（電機システム本部振動機・パーツフィード事業の担当兼同部振動機営業部長）
成久雅章	執行役員（電子精機本部長兼同部モーションコントロール機器及びプリンタシステム事業の担当）
花木敦司	執行役員（電機システム本部副本部長（生産部門の統括）兼同部豊橋製作所長）
溝端浩輝	執行役員（総務人事部長、経営企画部、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの担当）
中村俊樹	執行役員（開発本部長）
千手裕治	執行役員（電機システム本部社会インフラシステム、産業インフラシステム及び試験装置事業の担当兼同部産業インフラシステム営業部長）
◎加藤清巳	執行役員（グローバル事業推進本部グローバル市場開発部長兼開発本部メディカルエンジニアリングセンター担当部長（事業企画グループ））
◎山国稔	執行役員（電子精機本部副本部長（生産部門の統括）兼同部伊勢製作所長）
◎幡野隆一	執行役員（電機システム本部クリーン搬送機器事業の担当兼同部クリーン搬送機器営業部長）

（注）上表◎印の者は、新任執行役員であります。

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8名	284,555千円
監査役	4名	55,327千円
（うち、社外役員）	5名	47,527千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
重河和夫	社外取締役（非常勤）	期中に15回開催された取締役会のうち14回に出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
水井聡	社外取締役（非常勤）	期中の選任後15回開催された取締役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
笹川浩史	社外監査役（常勤）	期中に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に15回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
下谷政弘	社外監査役（非常勤）	期中に15回開催された取締役会のうち14回に出席し、また、期中に15回開催された監査役会のうち14回に出席し、学識経験者としての高度な知識・識見や、財務・会計に関する知見に基づき必要な発言を適宜行いました。
下谷収	社外監査役（非常勤）	期中に15回開催された取締役会のうち14回に出席し、また、期中に15回開催された監査役会のうち14回に出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行いました。

② 責任限定契約の内容の概要

重河和夫、水井聡、笹川浩史、下谷政弘及び下谷収の5氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

43百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の子会社である昕芙施雅機電（香港）有限公司、昕芙施雅機電（東莞）有限公司、SINFONIA MICROTEC (VIETNAM) CO.,LTD.、SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.及び昕芙施雅商貿（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「内部統制文書化支援業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しており、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告が行われています。
- ・「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- ・財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- ・当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
- ・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- ・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。

- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役の「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の実績から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取扱いをすることはしないこととしています。

(9) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役職務の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役職務の執行に必要な緊急または臨時的支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

(当該体制の運用状況)

① 取締役職務の執行

- ・独立性の高い社外取締役を2名選任し、当事業年度に15回開催された取締役会において、外部からの経営チェック・助言が行われています。
- ・執行役員に決裁権限を委譲し、効率的な業務執行を行っています。また、経営会議や事業執行会議を毎月開催し、経営意思の決定と業務執行の監督を行っています。
- ・グループ企業に関する重要な事項は適宜取締役会に報告され、監督を行っています。

② コンプライアンス

- ・当社及びグループ企業でコンプライアンスに関する研修や教育資料の配布を行い、意識の強化と問題の未然防止に努めています。
- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、議事の要旨を社内周知したほか、コンプライアンスに関してグループ企業との会合を行い、情報の共有を行っています。
- ・グループ企業を含む従業員にスピークアップ制度の周知を継続的にを行い、その利用状況についてはコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

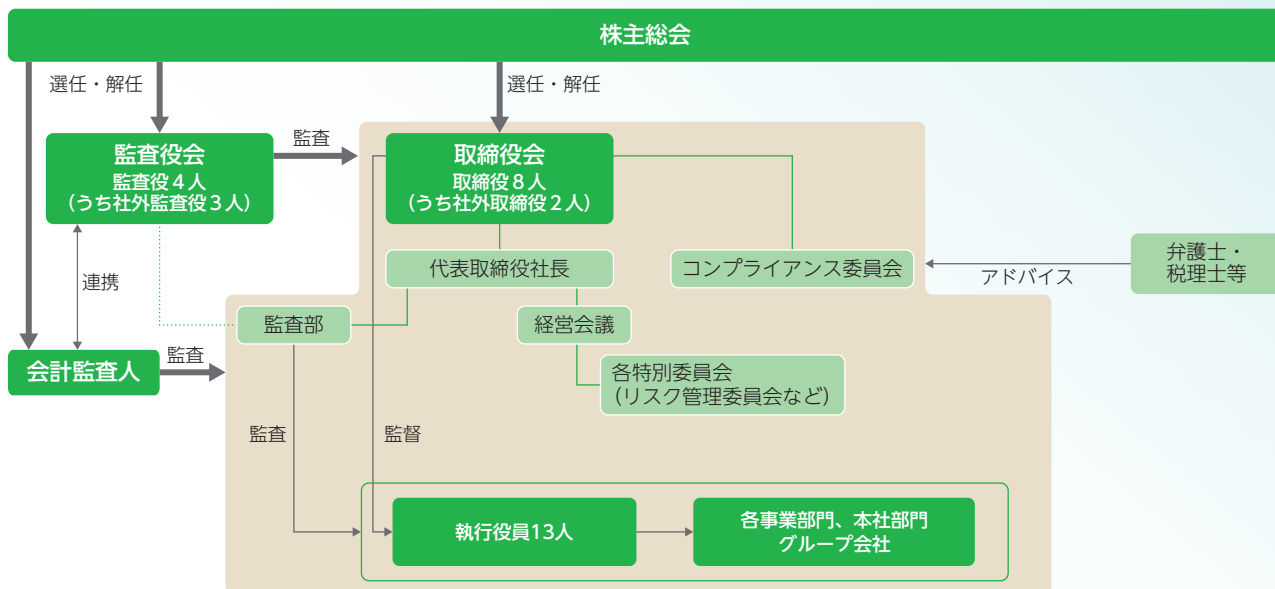
③リスク管理

- ・リスクの評価と対応を適切に行うため、専門の会議体や委員会を設置し、リスク管理を継続的に行っており、リスク管理委員会を当事業年度において1回開催しています。また、「リスク管理規程」及びリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」の策定、経営会議への報告等により、当社グループにおけるリスクの共有及び対応を図っております。
- ・企業価値を低下させるあらゆるリスクを管理するため、当事業年度において災害対策委員会を1回、情報セキュリティ委員会を2回、安全保障貿易管理特別委員会を2回、地球環境委員会を2回開催しています。

④監査役職務の執行

- ・監査役は、監査役会で定めた「年度監査方針・計画」に沿って、取締役会等の重要な会議への出席、執行役員決裁等の必要な書類の閲覧、各取締役との意見交換、監査部及び会計監査人との連携、グループ企業を含めた各拠点への往査を実施し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を確認しています。
- ・監査役会は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する社内監査役と、独立性の高い3名の社外監査役の4名で構成されており、当事業年度において15回開催されています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記(3)2)①において定義している大規模買付行為が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様へ委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て(ア)企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、(イ)株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、(ウ)対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(エ)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、(ア)多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、(イ)創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、(ウ)ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、(エ)事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、(オ)組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損されることになりません。また、下記(3)2)②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様との判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。
「一歩先を行く技術」「地球を大切にすること」「思いやりのある行動」私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。」

当社は、1917年の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- (i) 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- (ii) 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- (iii) 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係
- (iv) 個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土
- (v) 当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

② 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社は、2018年より3ヵ年の中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」を策定し、事業活動に取り組んでおります。将来にわたり成長し続けるための強固な企業体質の確立と、常に新しい技術にチャレンジする風土を発展させるための技術開発力のさらなる強化を目指して、以下の4項目に重点的に取り組んでまいります。

(i) 中核事業の売上高拡大

航空宇宙事業・モーションコントロール機器事業・クリーン搬送機器事業・振動機器事業とエンジニアリング事業を中核5事業とし、リソースを重点的に配分してまいります。

(ii) 海外事業拡大

拠点の拡充を進めてきた中国・ASEANを中心として、2020年度海外売上高比率30%以上を目指します。

(iii) 積極的な開発投資

再生医療及び自動車関連事業を中心として積極的な開発投資を行います。

(iv) 積極的な生産力増強投資

引き続き旺盛な需要が見込まれる半導体・自動車・FA関連分野の製品群生産力増強に向け、積極的な設備投資を行います。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置付けている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関する高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にす企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、5名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（本対応方針）

当社は、上記(1)に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を2017年6月29日開催の第93回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

① 対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)または(ii)に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為について

の情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(ア)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。)が終了するまでの間、及び(イ)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会(以下「株主意思確認総会」といいます。))が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を行ってはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。))に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様への共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。))により割り当てることがあります。なお、当社は、この場合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(ア)当社社外取締役、(イ)当社社外監査役、または(ウ)社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。))の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様への共同の利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものいたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様へ適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、2017年6月29日開催の第93回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、(ア)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(イ)当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものいたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、2017年4月24日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について」をご覧ください。(当社ホームページ <http://www.sinfo-t.jp>)

(4)上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様への共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組は、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様への共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員への地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5)上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記(1)の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記(1)から(5)までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記(3)(3)に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)(3)に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	57,090
現金及び預金	7,622
受取手形及び売掛金	30,287
商品及び製品	1,295
仕掛品	9,554
原材料及び貯蔵品	7,610
その他	781
貸倒引当金	△62
固定資産	46,744
有形固定資産	31,662
建物及び構築物	11,623
機械装置及び運搬具	3,043
工具、器具及び備品	1,559
土地	14,602
リース資産	252
建設仮勘定	580
無形固定資産	3,160
投資その他の資産	11,921
投資有価証券	7,900
繰延税金資産	2,334
その他	1,932
貸倒引当金	△246
資産合計	103,835

負債の部	
流動負債	42,255
支払手形及び買掛金	13,167
電子記録債務	5,609
短期借入金	7,440
1年内返済予定の長期借入金	2,673
未払費用	4,840
未払法人税等	772
未払消費税等	940
製品保証引当金	154
受注損失引当金	1,801
その他	4,855
固定負債	18,227
長期借入金	11,650
繰延税金負債	95
再評価に係る繰延税金負債	1,669
役員退職慰労引当金	111
環境対策引当金	302
退職給付に係る負債	3,553
その他	844
負債合計	60,482
純資産の部	
株主資本	36,625
資本金	10,156
資本剰余金	452
利益剰余金	26,223
自己株式	△207
その他の包括利益累計額	6,726
その他有価証券評価差額金	2,900
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	3,913
為替換算調整勘定	316
退職給付に係る調整累計額	△403
純資産合計	43,352
負債純資産合計	103,835

連結損益計算書 (2019年4月1日より2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		89,757
売上原価		71,836
売上総利益		17,921
販売費及び一般管理費		14,852
営業利益		3,068
営業外収益		
受取利息及び配当金	224	
その他の	75	299
営業外費用		
支払利息	149	
関係会社株式評価損	81	
減損損失	62	
固定資産処分損	50	
その他の	152	495
経常利益		2,872
特別損失		
投資有価証券評価損	130	130
税金等調整前当期純利益		2,741
法人税、住民税及び事業税	1,112	
法人税等調整額	△59	1,053
当期純利益		1,688
親会社株主に帰属する当期純利益		1,688

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日より2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,156	452	25,725	△70	36,264
当期変動額					
剰余金の配当			△1,189		△1,189
親会社株主に帰属する当期純利益			1,688		1,688
自己株式の取得				△201	△201
自己株式の処分		△0	△1	64	63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△0	498	△136	361
当期末残高	10,156	452	26,223	△207	36,625

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,496	△1	3,913	225	△102	7,531	43,795
当期変動額							
剰余金の配当							△1,189
親会社株主に帰属する当期純利益							1,688
自己株式の取得							△201
自己株式の処分							63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△596	1	—	91	△301	△804	△804
当期変動額合計	△596	1	—	91	△301	△804	△443
当期末残高	2,900	0	3,913	316	△403	6,726	43,352

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2019年4月1日より2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	7,112
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,648
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,513
現金及び現金同等物に係る換算差額	27
現金及び現金同等物の増減額	1,978
現金及び現金同等物の期首残高	5,643
現金及び現金同等物の期末残高	7,621

▶財務情報の詳細は、
当社ホームページIRサイトをご覧ください。



<http://www.sinfo-t.jp>

シンフォニアテクノロジー

検索

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	47,150
現金及び預金	6,145
受取手形	4,233
売掛金	19,558
商品及び製品	650
仕掛品	8,841
原材料及び貯蔵品	6,698
短期貸付金	216
未収入金	660
その他	207
貸倒引当金	△61
固定資産	46,264
有形固定資産	29,732
建物	9,758
構築物	419
機械及び装置	2,610
車両運搬具	32
工具、器具及び備品	1,349
土地	14,796
リース資産	201
建設仮勘定	564
無形固定資産	3,061
ソフトウェア	3,022
ソフトウェア仮勘定	17
その他	21
投資その他の資産	13,469
投資有価証券	7,280
関係会社株式	3,187
関係会社出資金	200
長期貸付金	441
繰延税金資産	1,485
その他	1,104
貸倒引当金	△230
資産合計	93,414

負債の部	
流動負債	39,392
支払手形	3,383
電子記録債務	5,609
買掛金	6,354
短期借入金	7,440
1年内返済予定の長期借入金	2,668
リース債務	137
未払金	674
未払費用	3,772
未払法人税等	367
未払消費税等	698
前受金	2,133
預り金	3,465
製品保証引当金	154
受注損失引当金	1,720
その他	812
固定負債	16,220
長期借入金	11,646
リース債務	100
再評価に係る繰延税金負債	1,669
退職給付引当金	1,803
環境対策引当金	301
資産除去債務	337
その他	361
負債合計	55,613
純資産の部	
株主資本	31,104
資本金	10,156
資本剰余金	452
資本準備金	452
利益剰余金	20,702
利益準備金	1,029
その他利益剰余金	19,673
繰越利益剰余金	19,673
自己株式	△207
評価・換算差額等	6,696
その他有価証券評価差額金	2,782
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	3,913
純資産合計	37,801
負債純資産合計	93,414

損益計算書 (2019年4月1日より2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		67,424
売上原価		56,237
売上総利益		11,187
販売費及び一般管理費		10,152
営業利益		1,034
営業外収益		
受取利息及び配当金	928	
その他の	25	954
営業外費用		
支払利息	156	
為替差損	49	
関係会社株式評価損	81	
減損損失	62	
その他	129	478
経常利益		1,511
特別損失		
投資有価証券評価損	130	130
税引前当期純利益		1,380
法人税、住民税及び事業税	429	
法人税等調整額	△36	392
当期純利益		987

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日より2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	10,156	452	0	452	910	19,994	20,905
当期変動額							
剰余金の配当					118	△1,308	△1,189
当期純利益						987	987
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0		△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△0	△0	118	△321	△202
当期末残高	10,156	452	—	452	1,029	19,673	20,702

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△70	31,444	3,315	△1	3,913	7,227	38,671
当期変動額							
剰余金の配当		△1,189					△1,189
当期純利益		987					987
自己株式の取得	△201	△201					△201
自己株式の処分	64	63					63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△532	1	—	△530	△530
当期変動額合計	△136	△339	△532	1	—	△530	△870
当期末残高	△207	31,104	2,782	0	3,913	6,696	37,801

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に從って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監 査 役 (常勤)	百 家 俊 次	㊟
社外監査役 (常勤)	笹 川 浩 史	㊟
社外監査役 (非常勤)	下 谷 政 弘	㊟
社外監査役 (非常勤)	下 谷 收	㊟

クリーン搬送機器工場増設、稼働開始

当社は、半導体装置需要の増加に対応するため、豊橋製作所内のクリーン搬送機器工場（敷地面積約9,000㎡）の西側に、新たに約4,200㎡の工場を増設しました。2020年3月から本格稼働を開始し、生産能力の増強を図っています。

当社の中核事業の一つであるクリーン搬送機器事業は、世界No.1のシェアを持つロードポート（半導体製造装置に材料を供給するインターフェース部分）をはじめ、EFEM（ウェーハ搬送ロボットとロードポートを組み合わせた複合モジュール）や、真空搬送システムなどを主要な大手半導体製造装置メーカーへ納入しています。

半導体市場は、米中貿易摩擦などの影響もあり伸び率が鈍化していましたが、2019年後半から一部で復調の兆しが見え、今後、スマートフォンなど携帯端末の高機能化・5G対応に加え、IoTやAI、自動運転などの次世代技術の普及に向け、拡大基調となると予測されています。

当事業の売上高は、半導体市場が好調であった2017年度の132億円からさらに増加し2019年度は143億円となっており、現中期経営計画の最終年度である2020年度には、増設した新工場の生産能力を活かして200億円以上の達成、将来的には250億円を目指しております。

この新工場ではクリーン度も向上させており、微細化への対応や、真空搬送システム、EFEMなど、付加価値の高い製品の販売比率拡大を進めてまいります。さらに、クリーン搬送技術を応用した、細胞自動培養システムをはじめとする再生医療関連技術の本格的な開発にも一層注力してまいります。



クリーン搬送機器工場



新工場内の様子

豊橋技術科学大学殿との共同研究講座を開設

当社は、国立大学法人豊橋技術科学大学殿と「シンフォニアテクノロジー 次世代スマートファクトリー共同研究講座」を同大学に開設いたしました。この講座は、知識、経験及び人的資源、物的資源を相互に活用した研究の推進、研究成果の社会活用促進、また、高度な人材の育成を目的としています。期間は2019年10月から2025年3月の5年半を予定しています。

当社と同大学は、2005年に包括協定を締結し、電気・機械分野を中心に、絶縁、クレーン、エネルギー、振動制御、さらに農業関連などで連携研究を行い、多くの実績と成果を挙げています。こうした同大学との個別の研究委託を発展させ、共同研究講座として包括的に連携し、数年以上先を見据えた研究を進めることといたしました。

近年、IoT、AI、ビッグデータ、ロボット制御等、情報・制御分野における技術革新は目覚ましく、これらの難度の高い最新技術を採用することで研究開発を加速・達成することが可能となります。共同研究講座を活用することで、より効果的に、また加速度的に新商品の創出ができることを期待しています。

当社はこれまで、同大学をはじめ各地の大学との共同研究を行ってきましたが、5年半にわたる長期間かつ総額1億円以上の共同研究講座の開設は初めての試みとなります。共同研究講座の役割分担としては、ベース研究は大学で実施していただき、当社はものづくりを担当し、事業化につながるような新商品をいち早く市場に提供できるように取り組んでまいります。



記念品贈呈の様子



左から豊橋技術科学大学殿の三浦教授、寺嶋理事・副学長、大西学長、当社の武藤代表取締役会長、中村開発本部長、爪コントローラ開発営業室長

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
(その他必要あるときは予め公告します。)

上場取引所 東京証券取引所 市場第一部

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

特別口座の 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先 TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。



シンフォニア テクノロジー 株式会社

〒105-8564
東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー
TEL 03 (5473) 1800
<http://www.sinfo-t.jp>

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この印刷物はFSC®認証紙を使用しています。



この印刷物は植物油インキで作成されています。